

車両売却一般競争入札説明書

1 競争入札に付する物件の概要

入札に付する物品・数量等

◎車両

物件番号	車両	年式	ミッション	予定価格（税込）
1	ニガタ ローリー除雪自動車	平成 15 年 11 月	マニュアル	3,080,000円
車両総重量	型式	乗車人数	総排気量	燃料
17,090kg	NR40A	2人	14.59L	軽油
車体寸法（cm）		使用車種規制	走行距離	車検満了日
長さ 830 幅 260 高さ 369			33,668km※	令和 7 年 11 月 28 日
設備		備考		
タイヤチェーン		○車庫内保管だが経年劣化や使用に伴う傷や錆、汚れ等あり ○市直営除雪車両として令和 6 年 2 月中旬まで使用		

※走行距離は、令和 6 年 2 月 20 日現在の値

2 入札の方法

一般競争入札

3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たした者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

(2) 一般競争入札参加申込書を指定した期日までに提出していること。

4 入札参加申込の方法

(1) 申込期間

令和 6 年 5 月 31 日（金）まで

午前 9 時～正午まで及び午後 1 時～午後 4 時まで

※土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。

(2) 提出先

五所川原市役所総務部管財課管財係（市庁舎 2 階）

(3) 提出書類

①一般競争入札参加申込書

②身分証明書（申込者が個人の場合）※写し可

登記事項証明書（申込者が法人の場合）※写し可

③委任状（申込者以外が代理で入札を行う場合）

委任状添付書類：印鑑証明書（発行日から 3 箇月以内のもの）

(4) 提出方法

管財課まで持参すること。

5 物件公開について

入札物件を以下のとおり公開するので、希望する場合は事前に管財課に連絡すること。

場 所：五所川原市スノーステーション

期 間：令和6年5月7日（火）から 5月31日（金）まで
午前9時～午後3時 ※土曜日、日曜日及び祝日を除く。

連絡先：五所川原市管財課管財係 0173-35-2111（内線2173）

その他：売却物件の確認なしでも入札に参加できるが、売却物件に関する全ての事項を了承しているものとみなす。

6 質疑について

- (1) 質問がある場合は、質問回答書に質問を記載し、あらかじめ管財課に電話連絡のうえ、令和6年5月31日（金）午後4時までにFAXにより提出すること。
- (2) 質問者に対しては、速やかにFAX等により回答する。

7 入札日時及び場所

日時：令和6年6月11日（火）午前10時

場所：五所川原市役所2階 会議室2A

8 入札当日の持参書類等

- (1) 入札書（封筒に入れ提出）
- (2) 印鑑（代理人の場合は使用する印鑑として届け出した印鑑）

9 入札方法等

- (1) 落札にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とするため、税込み額（消費税等相当額を加算した金額）を記載すること。
- (2) 代理人が入札をする場合は、委任状を必ず提出すること。委任状の提出がない場合、入札に参加することはできない。

10 入札保証金

市契約事務規則第6条第1項第4号の規定により免除する。

11 入札の無効等

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) 入札参加者又はその代理人が入札時に立会しないとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札者心得書に掲げる入札条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以上の価格で申込した者のうち最高価格をもって有効な入札をした者を落札者と

する。

- (2) 落札となるべき者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 落札者が契約を締結しない又は売却代金を納付期限までに納付しない場合は、最高価格申込者の入札価格に次ぐ高い価格で、かつ、予定価格以上の価格で入札した者を落札者とする。

13 契約の締結

落札者は落札決定の日から7日以内に契約を締結すること。期日までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とする。

14 契約保証金

- (1) 契約金額の100分の5以上を契約締結前に納付すること。
- (2) 契約保証金は契約保証金等充当依頼書を提出した上で売却代金に充当できる。

15 売却代金

- (1) 落札者は、市が発行する納入通知書により、契約締結の日から30日以内に売却代金を一括して納入すること。
- (2) 落札者が売却代金を納付期限までに納付しない場合は、その権利を失う。

16 物品の引渡し日時および場所

- (1) 原則として契約締結の日から30日以内に搬出してもらうが、具体的な搬出日時は落札者と市で協議して決定する。
- (2) 場所：保管場所にて引渡しとする。

17 その他

- (1) 入札物件の落札者への引渡し方法は現状引渡しとし、搬出の作業中に破損した場合、引渡し後の不調や故障、返金及び補償、落札物件の返品等は一切受け付けない。
- (2) 落札物件の名義変更、運搬等に係る一切の費用及び手続きは落札者の負担とする。

18 問い合わせ先

五所川原市役所総務部管財課管財係 担当：高橋
電話0173-35-2111（内線2173）